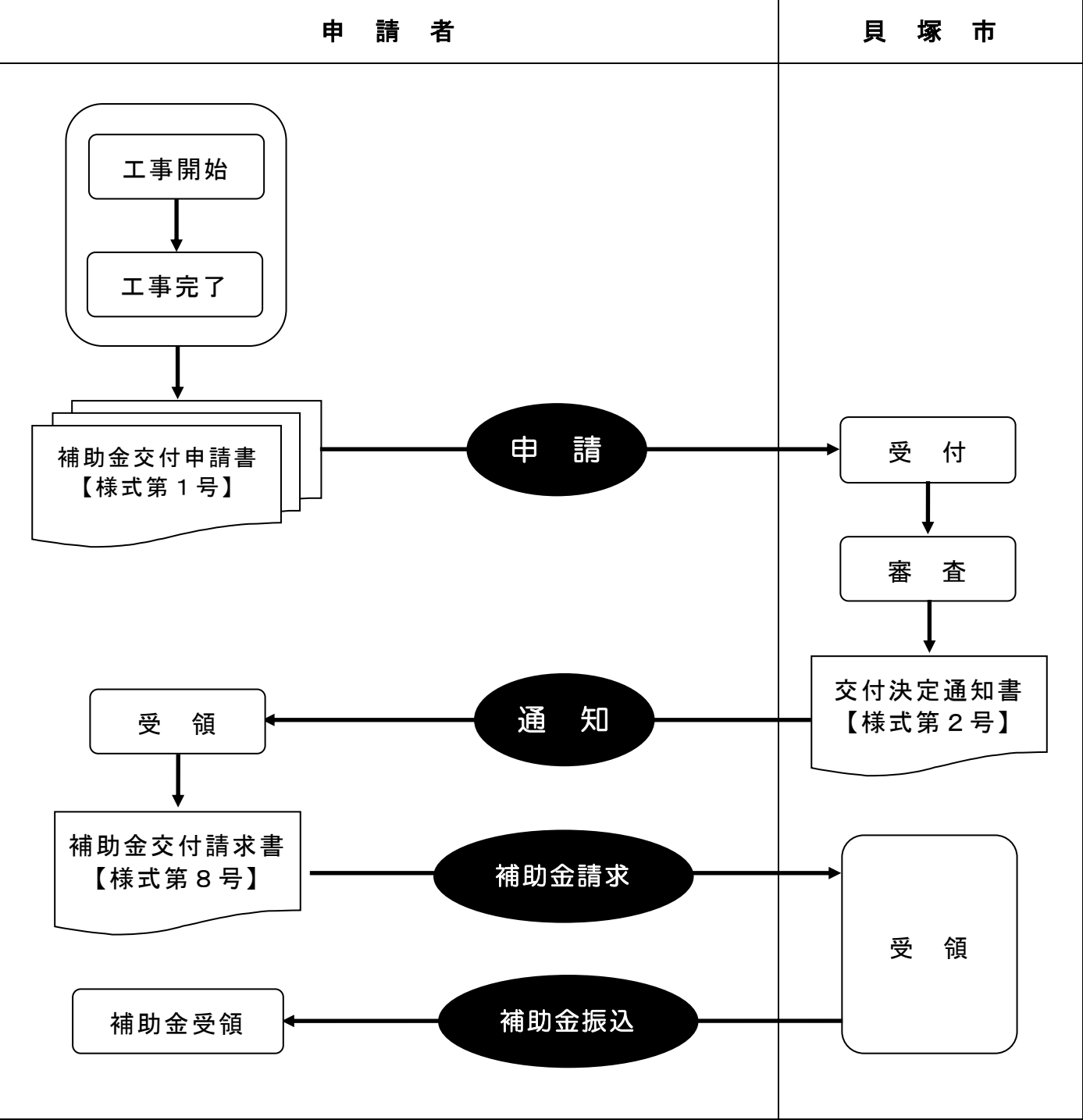


9. 補助金の支払い

補助金交付請求書（様式第8号）の提出後、指定された金融機関の口座に約1か月で補助金が振り込まれます。

【手続きの流れ】

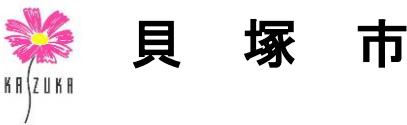
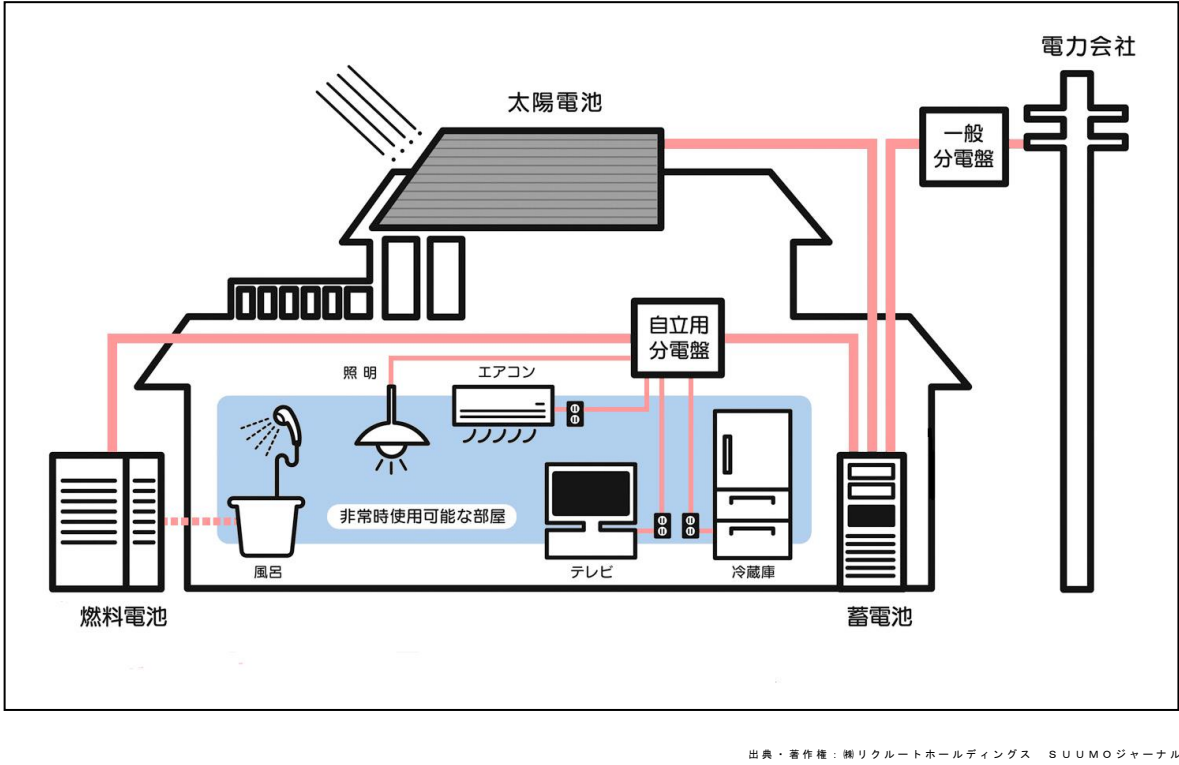


■お 問 合 せ■

〒597-8585 貝塚市島中1丁目17番1号
貝塚市役所 市民生活部 環境衛生課
TEL：072-433-7186（直通）
FAX：072-433-7511（代表）
E-MAIL：kankyo@city.kaizuka.lg.jp

※ 申請に必要な書類は環境衛生課にて配付しています。
また、環境衛生課のホームページからもダウンロードできます。

令和7年度
住宅用省エネルギー設備設置費補助制度のご案内



環境衛生課ホームページ（申請書類等のダウンロードができます。）
<http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/shiminseikatsu/kankyoeisei/index.html>

1. 事業概要

地球温暖化の防止と災害に強いまちづくりの推進を目的として、居住する既存の住宅に太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電設備を同時に設置した方、家庭用燃料電池コージェネレーション設備（自立運転機能付きエネファーム）を設置した方または窓の断熱改修を行った方に、その経費の一部を補助します（補助金の申請は、補助対象設備の設置完了後になります）。

2. 募集件数

募集： 60件程度 予定額：148万円

令和7年4月1日から令和8年3月10日（目安）の間に補助対象設備を設置した方

※補助金予定額に達し次第、受付を終了とさせていただきます。

3. 申込資格・条件

次の条件のすべてを満たす方が対象となります。

- （1）市内で自らが所有し居住する既存の住宅（店舗等の併用住宅（住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上あること）を含む）に補助対象設備を購入・設置した方
- （2）世帯全員が市税を滞納していないこと。
- （3）補助金交付申請時に市内に在住（住民基本台帳に記録）していること。
- （4）同一の住宅において、補助対象設備又は同様の設備に係る市の補助金を受けていないこと（ただし、窓の断熱改修については、過去に市の補助金を受けた窓を含む居室でないこと）。
- （5）補助金の交付は、それぞれの設備について、1申請者1回限り（窓の断熱改修については、1居室1回限り）とする。

4. 補助対象設備

未使用品であり、かつ次の条件を満たす設備が対象となります。

●太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電設備を同時に設置

（1）太陽光発電設備

- ①（一財）電気安全環境研究所等の認証を受けているもの。
- ②住宅の屋根等への設置に適したもので、低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。
- ③電力会社と電力受給契約を締結していること。
- ④太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10キロワット未満（増設時は既設分を含む）であること。

（2）定置用リチウムイオン蓄電設備

- ①（一財）電気安全環境研究所等の認証を受けているもの。
- ②太陽光発電設備と連帯すること。

●家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）

- ①市長が認める事業者が取り扱う自立運転機能付き家庭用燃料電池システムの機種であること。

●窓の断熱改修

- ①国の既存住宅における断熱リフォーム支援事業の補助対象として登録されている窓。
- ②1居室単位で、外気に接するすべての既存の窓について、複層ガラスへの交換、内窓・外窓の新設、またはそれらの組み合わせをもって改修するもの。
- ③施工業者に委託して行うもの。

※すでに断熱改修が行われている窓については対象外となります。

5. 補助金の額

- ◎太陽光発電設備・定置用リチウムイオン蓄電設備 4万円
- ◎家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）2万円
- ※両設備を設置した場合は6万円
- ◎窓の断熱改修 最大3万円（1居室につき1万円）

6. 補助金の交付申請の期間等

- （1）申込み開始日：令和7年6月2日（月）から先着順
- （2）受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- （3）受付場所：市役所 環境衛生課（第二別館2階）へ直接持参。郵送での受付は致しません。
- （4）申請書等に修正を要する状態でなく、かつ申請に必要な書類がすべてそろった時点での受付となりますので、ご注意ください。

7. 交付申請に必要な書類

次の書類を各1部提出してください。

申請に必要な様式は環境衛生課にて配付しています。また、環境衛生課のホームページからもダウンロードできます。

- （1）交付申請書（様式第1号）
- （2）対象設備設置住宅の付近見取図
- （3）対象設備設置の現況を示すカラー写真（住宅と設備全景、型式・製造番号などの銘板含む）
- （4）対象設備の型式、能力等の仕様が確認できる書類
- （5）対象設備設置に係る領収書及び内訳明細書の写し
- （6）土地家屋名寄帳の写し又は建物登記簿の全部事項証明書（申請書の提出日前3カ月以内に取得したものに限り）
- （7）交付申請者の世帯の全員分の市税に未納がないことの証明（申請書の提出日前1カ月以内に取得したものに限り）
※ 第三者による証明書の申請には委任状が必要となります。
- （8） 交付申請者の世帯全員の住民票の写し（対象設備を設置または窓の断熱改修を実施した住宅の所在地のものであり、申請書の提出日前3カ月以内に取得したもの）
※ 第三者による住民票の申請には委任状が必要となります。
- （9）対象設備の竣工検査の試験記録書の写し（住宅用太陽光発電システム等または家庭用燃料電池システムに限る）
- （10）電力会社との電力受給契約書の写し（太陽光発電設備に限る）
- （11）窓の断熱改修前のカラー写真
- （12）断熱改修を行った窓の箇所を示す間取り図（窓の断熱改修前後のカラー写真が間取り図のどの窓に該当するか明示すること）

8. 補助金の請求

交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付決定通知書（様式第2号）により通知します。

交付決定の通知を受けた方は、補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。